

離婚と親権の関係法規に関するレポート (サウス・カロライナ州)

I. 離婚

離婚とは？

離婚とは、結婚を解消するための法的措置です。多くの州では、離婚の法的手続きを行うためには、下記のステップを踏むことになります。サウス・カロライナ州では、初等裁判所であるFamily Court が離婚裁判の管轄を持ちます。*SC Code Ann Chapter 3以下

ステップ 1: 居住条件を満たしている



ステップ 2: 離婚理由 grounds がある。



ステップ 3: 離婚嘆願書を申請し、コピーを相手方に送達させる。(service of process)



ステップ 4: 相手側が書類内容に同意できない事項がある場合、相手側にも裁判所に異議申し立てを行う機会が与えられます。相手側の同意が得られない場合、その離婚は、“contested divorce” と呼ばれます。この際、双方が法廷へ出向き、裁判官の前で、双方が申し立て内容を争うことになります。もし、相手側が離婚の嘆願書の内容に特に異議がなく、離婚書類に署名をし同意した場合は、相手方は署名済みの書類を離婚嘆願の申請者と州によっては裁判所に送付します。特にすべての事項において争いがなく署名がなされた場合を “uncontested divorce” と呼びます。相手側に離婚書類を届けた後、一定期間中に、相手側が離婚書類に署名をしない、または、異議申し立ての書類を裁判所に申請しない場合もまた、“uncontested divorce” として、裁判所での離婚のケースを進めていくことが可能です。いずれのケースも、離婚専門の弁護士にご相談されることをお勧めします。



ステップ 5: 財産分与や配偶者扶養料を相手に求める場合、裁判所の外での交渉によりこれらの点についての取り決めを行うか、又は、法廷での争いの中で取り決められてからでないと、この件について争う機会を逸してしまう可能性があります。離婚時の示談交渉のなかで協議され、離婚に関する決定に盛り込まれるか、一連の審理の一部として取り扱われます。親権（法的養育権、監護権）についても離婚手続きのなかで決めることもできます。

居住条件とは？

サウス・カロライナ州で離婚を申請する為には、居住条件を満たさなければなりません。

- ① 夫婦のどちらか一方が離婚申請時直前までに、少なくとも1年間サウス・カロライナに住んでいる。* または、
- ② 夫婦の両方がサウス・カロライナに住んでいる場合には、原告である夫婦の一方が3ヶ月間住んでいる。*

どのカウンティの裁判所か？については、次のとおりです。 **

- ① 被告が住む住むカウンティ
- ② 原告が住むカウンティ、但し被告が州内に住んでいない場合または州内で発見できない場合、
- ③ 夫婦として両当事者が住んでいたカウンティ、但し原告が州内に住んでいる場合

*SC Code Ann § 20-4-30

** SC Code Ann §20-4-60

離婚理由とは？

離婚理由は、英語で **Grounds** と呼ばれ、法的に認められている離婚理由のことを指します。夫婦のどちらにも結婚関係を破綻させた非がない場合（**No-Fault**）でも、離婚申請が可能です。

下記の離婚理由で離婚申請が可能です。

➤ 夫婦のどちらにも結婚関係を破綻させた非がない場合（**No-Fault**）

どうしても修復不可能な夫婦の溝ができ、夫婦関係が修復できない状態 (**irretrievably broken**) となっている場合です。サウス・カロライナ州では1年間の別居が必要です。 *

➤ 夫婦のどちらか、または双方に、結婚関係を破綻させた理由がある場合（**Fault-based**）

サウス・カロライナでは結婚時の虚偽や近親婚などのほか、次が離婚理由として認められています。

- ・ 浮気*
- ・ 一年間の家族の放棄*
- ・ 虐待行為*

- ・アルコールや薬物依存*

*SC Code Ann §20-3-10

☆ サウス・カロライナ州の離婚についての法的資料と弁護士情報リスト
(英文資料のみ)

WomensLaw.org

http://womenslaw.org/gethelp_state_type.php?type_id=1620&state_code=SC

立場の弱い人々のための法的支援をする団体をリストアップしている。

South Carolina Coalition Against Domestic Violence and Sexual Assault (SCCADVASA)

<http://www.sccadvasa.org/>

サウス・カロライナ州のDV被害者サポート・サイト。州内各所の支援団体をリストしている。（“GET HELP”のタブ以下で閲覧できます。）

II. 親権

親権とは？

親権とは、未成年の子（18歳未満）を養育するため、子を監護・教育する、親の法的権利義務と法的責任のことです。裁判所が親権を決定する際、法的親権(legal custody)と監護権(physical custody)の二つの要素について取り決められます。*

➤ **法的親権Legal Custody** 一子の養育に関して必要なことを決定する権利のことを指します。例えば、どここの学校へ通わせるか、どの宗教を信仰するか等を決めたり、また、病気にかかったり、怪我を負った際に、医療手段を決める権利を指します。

➤ **監護権Physical Custody** 監護権は、子供と一緒に暮らす権利のことで、日々の生活の中、子供（18歳未満）がだれと一緒に住むか、法的に定めたものを指します。

*参考 SC Code Ann Regs §114-528, 4730

親権は必ず裁判所で取り決めなければいけないのですか？

すでに両親間で話し合い、面会日時などの取り決めがあり、特に問題なく面会も実行しているという理由から、裁判所での親権申請をされない方もいらっしゃいます。また、裁判所へ行き、親権などの法的措置を求めると、相手側を怒らせてしまう、申請者や子供に危害が及ぶという可能性がある場合、無理に裁判所へ行き、親権の取り決めを申し立てる必要はないかもしれません。しかしながら、裁判による親権に関する決定を受けることでのメリットもあります。このような状況にいらっしゃる方は、まず、最寄の無料弁護士相談機関や、専門の弁護士にご相談下さい。

【原則は両親が親権を有します。】

裁判所で親権について別段の決定がなされないかぎり、子供の両親（結婚している夫婦、または未婚）が、親権の権利を同等に有しています。* 婚姻関係にないカップルに生まれた子については、サウス・カロライナ州では、一般的に、下記の条件を満たす場合、法的に父親とされます。

- ・ 出産後、子の母親と結婚した場合**
- ・ 父親が認知した場合** (Paternity Acknowledgment)

両親が同等に有するはずの親権を、片親だけが保有するには、裁判所にて親権命令を取得する必要があります。

* *Lewter by Epps v. Thompson*, 315 S.E.2d 821, 823.

* *SC Code Ann 20-1-60

*** SC Code Ann 63-17-50

裁判官は、どのようにどちらの親に親権を与えるのか裁断を下すのですか？

裁判官は、子供にとって最良の環境 (Best Interest of the Child) を基準にして親権の取り決めに吟味します。*

*Woodall v. Woodall, 471 S.E.2d 154

子供にとって最良の環境 (Best Interest of the Child) とはどのようなことですか？

子供にとって最良の環境を判断するために、裁判所は次の事項を勘案します。

- 親の環境*
- 事案の特性*
- 子供にとっての最良の精神的利益など*
- 親と子の信仰**
- 子の年齢、経験、成熟度、判断能力そして自分のどちらの親と住みたいかの好み***
- DV行為の証拠****
-

* SC Code Ann §20-3-160

** SC Code Ann §63-15-20

*** SC Code Ann §63-15-30

**** SC Code Ann §63-15-40

面会交流Visitationとは何ですか？

なぜ、離婚した後も子供を相手親に会わせないといけないのですか？

(この項目は特定の州を対象としたものではありません。)

アメリカで認識されている、子供にとっての最良の環境 (Best Interest of the Child) という法的概念の中には、両親が離婚後も子供の養育・監護に関わる、という考え方も含まれます。そのため、片方の親に単独親権が命じられた場合、非親権者も、子供と定期的に会い、子供の人生に関わっていけるよう、面会権 (Visitation) が与えられます。

面会交流監督プログラム (Supervised Visitation) とは？

(この項目は特定の州を対象としたものではありません。)

もし、相手方が子供を虐待している場合、相手方と子供との面会が懸念されますが、そのような場合、裁判官に面会交流の監視・監督(Supervised Visit) に請求することも考えられます。すでに、親権や面会交流権の法廷が進行中の場合、請求するに十分な理由を提示できるのであればSupervised Visit を裁判官に求めるという方法もオプションの一つです。

しかし、もし親権や面接交流権の法廷が進行中でない場合は、親権を専門に扱っている弁護士相談機関や弁護士にご相談後、裁判所へご申請されることをお勧めします。Supervised

Visitation命令を得るために、何を証明する必要があるのか、Supervised Visitationを通しての面会期間の長さはどれくらいに設定されるか等、弁護士にご相談下さい。

多くの場合、Supervised Visitationは、一時的な命令となります。州、カウンティ、さらには裁判官ごとによって違いがあるものの、裁判官は監視官に相手方の監視を一定の回数の面会交流の間に限ったり、親戚に一定の時間の間、面会交流の監視をするように命令することもできます。もし、Supervised Visitの際に問題がないと判断された場合、通常は監視は免除されます。

法的専門機関の面接プログラムを通しての面会を数ヶ月、または、親戚が監督・モニタリングをしながらの面会を数ヶ月続け、その間特に問題が見られない場合は、監督なしの面会が認められる場合がほとんどです。もし、お子さんが面会交流中に虐待を受けた、という場合は、直ちに児童福祉局にご相談下さい。

配偶者が、子供を連れて州外、あるいは、アメリカを出て行くと言っており、心配です。なにか対処方法がありますか？(この項目は特定の州を対象としたものではありません。)

配偶者の同意なしに、夫婦のどちらかが子供を連れて、州外またはアメリカを出て行く可能性がある場合、直ちに弁護士に問い合わせ裁判所による緊急親権命令 (Emergency Custody Order) の発行について相談しましょう。Emergency Custody Order の申請を行う際、子供を州外に連れ出さないという項目を付け加えて貰ったり、一時的に、面会交流監督プログラムを通してのみの子供との面会を相手に求めることができます。

子供がすでにパスポートを所持している場合、親権の係争期間中、子供のパスポートを裁判所で保管してもらうように求めることも可能です。

子供のパスポートがまだ発行されていない場合で、配偶者がパスポートを取得し、国外へ子供を連れ去ってしまう可能性がある場合、米国国務省の子供のパスポート発行通知プログラム “The Children's Passport Issuance Alert Program (CPIAP)” の利用が可能です。

アメリカ市民権を有する18歳未満の子供をCPIAPに登録するためには、指定登録書を記入する必要があります。登録後、相手親が子供のパスポートを取得するための書類を提出した際、CPIAPが通知してくれます。登録書は下記のウェブサイト（英文）をご覧ください。

<https://travel.state.gov/content/travel/en/International-Parental-Child-Abduction/prevention/passport-issuance-alert-program.html>

詳細は、下記の連絡先にご連絡下さい。

U.S. Department of State Overseas Citizen Services Office of Children's Issues Attention: CPIAP
E-mail: PreventAbduction1@state.gov 1-888-407-4747

III. 養育費

養育費とは？

養育費は子供を監護・教育するために必要な費用のことを指し、一般的に、監護権を持たない親の、子供の監護権を持つ親に対する、支払い義務を指します。サウス・カロライナ州では、一般的に18歳未満で未婚の子供の養育や教育の費用をサポートする義務があります。* しかし、18歳以上でも学校に通っている場合には、裁判官の判断で、養育費の支払い義務を延長する可能性もあります。**

* SC Code Ann §63-5-10, 63-5-20, 63-3-53

** SC Code Ann §63-3-53, *McLeod v. Starnes*, 723 S.E.2d 198.

養育費はどのように決めるのでしょうか？

原則的に、養育費の金額は、子供の人数や年齢、夫婦の収入により金額が変化します。サウス・カロライナ州では、州の養育費の計算ガイドライン(*South Carolina Child Support Guidelines*) に沿って、金額が計算されます。養育費の計算ガイドラインの詳細については、下記のウェブサイト内の計算表（英文資料）をご参照ください。*

** SC Code Ann §43-5-580(b), 63-17-470

養育費計算表：<https://dss.sc.gov/child-support/calculator/>

<おことわり>

ここに記載されている各法的措置の資料内容は、下記のウェブサイトに記載されている法律情報のもとにそれぞれの項目の概要をまとめ、日本語に翻訳されたものであり、法律のアドバイスではありません。また、将来、法の改正により、法的オプションやシステムが変化する可能性も予想されますので、それぞれのケースは専門の弁護士にご相談下さい。